

議案第 37 号

上越市立学校条例の一部改正について

上越市立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市立学校条例の一部を改正する条例

上越市立学校条例（昭和 46 年上越市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中上越市立安塚中学校の項から上越市立大島中学校の項までを削り、上越市立春日中学校の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|-------------------|
| 上越市立東頸中学校 | 上越市浦川原区頸聖寺 350 番地 |
|-----------|-------------------|

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。